

令和8年度 生徒証明書について

練馬区立小中一貫教育校
みらい青空学園

も く じ

1	もくじ	1
2	生徒証明書の取り扱い	1
3	教育目標	2
4	校章・校歌の由来	2
5	校歌	3
6	生徒会組織表	4
7	生徒会規約	4
8	生徒会選挙管理規定	7
9	生活の決まり	8
10	インターネット・SNSルール いじめ撲滅宣言・いじめ防止標語・ いじめ防止シンボルマーク	10

生徒証明書の取り扱いについて

- (1) 生徒証明書の有効期間は、発行の日から1年とする。
- (2) 生徒証明書は、本校生徒であることを証明するものである。登校や校外活動の際は携帯する。また乗車船する場合にも携帯し、鉄道等係員の請求があったときにはいつでも呈示できるようにする。
- (3) 生徒証明書は、大切に取扱い、他人に貸与または譲渡しない。また、紛失したときは、直ちに学級担任に届け出る。
- (4) 学校と家庭との連絡をする場合は、Sigfy もしくは連絡カードを使用する。

教育目標

共生社会の実現に向けて、人権尊重の精神を基調とし、地域と共に小中一貫教育9年間で「知・徳・体」の調和のとれた人間性豊かで創造性あふれる児童・生徒の育成を目指す。

- | | |
|-----|---------------------------|
| 【知】 | 主体的に学び探究し、自らの考えを広げ深める人 |
| 【徳】 | 自他の人権を尊重し、思いやりの心をもって行動する人 |
| 【体】 | 心身ともに磨き、気力・体力の向上に努める人 |

校章の由来



令和8年4月、旭丘小学校と旭丘中学校が小中一貫教育校みらい青空学園として開校したことを機に制作。デザインの制作は、過去数年にわたり旭丘小学校と旭丘中学校の連携授業に携わってきた堀田英子氏。児童・生徒、保護者、教職員、旭丘・小竹地域、3大学（日本大学藝術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学）の学生を対象にイメージを募集。校章には漢字の「未来」+みらいの「M」+青空の「A」が隠されている。

集められたイメージ

鳥、翼、羽、青空、白い雲、未来にはばたくイメージ、青色、えご花、太陽、現在の校章の要素（朝日、竹）

校歌の由来

作曲は武蔵野音楽大学を卒業し、区内の小中学校への合唱・吹奏楽の指導や講評を行った経験がある八木澤教司氏。作詞者は、八木澤氏が推薦した武田あゆみ氏。児童・生徒、保護者、教職員、旭丘・小竹地域、3大学（日本大学藝術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学）の学生を対象にイメージを募集。未来ある児童・生徒の歌声が、この地域の空へと響き、学校の歴史とともに長く歌いつがれていくことを願い作詞・作曲を行う。

集められたイメージ

未来（～）、青空（～）、絆、友達、朝日、丘、緑、森、江古田

みらい青空学園 校歌

武田あゆみ 詞
八木澤教司 曲

♩ -92 くらい *mp*

わ ま し か な ん じ り あ そ る え ふ ち る か か と め ら き て を ひ せ つ と か か は い み つ が と よ ひ る

8 *mf*

く な る な お の び ゆ く わ か た け る あ た お あ ら し
ろ が る な よ ろ こ び に く あ ふ か れ た け る あ た お あ ら し
た め に ひ た む き に み つ め よ う ほ い ん と う の

12 *f* *V*

ふ け ど も い と ど れ ろ か た せ る み ら へ あ お
ふ じ ぶ あ ん を と は と び わ た と う み ら こ ら いろ い へ あ お

16 *mf* *V*

ぞ ら た か く の ぼ る あ さ ひ り か が や く お か に う
び ら ら ひ た か の も つ ば る さ み ど り え だ こ し な み き い は
ぞ ら ら た か く の も つ ば る さ み ど り え だ こ し な み き い は

20 1. 2.

た い つ ぐ よ な か ま と ぐ く ま れ る き ず な を

24 3. *f* *rit.* 2.

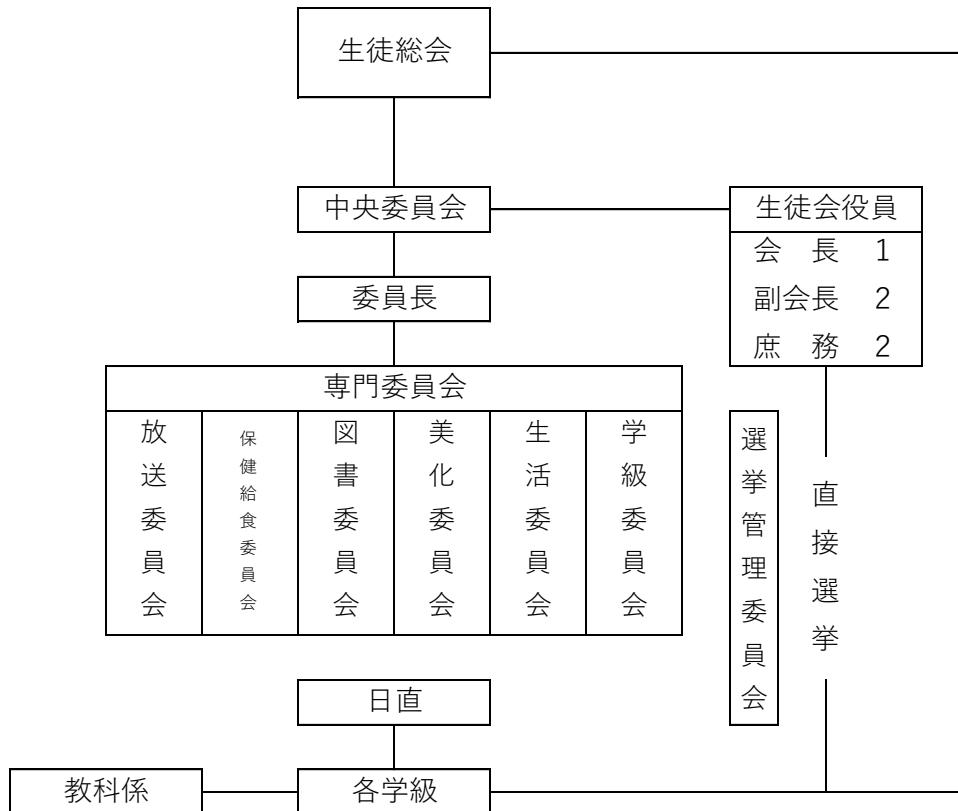
す へ は て な き ゆ め を

みらい青空学園 校歌

作詞 武田あゆみ
作曲 八木澤教司

- 一 わかりあえるとき 人は強くなる
なお伸びゆく若竹 青嵐吹けども
とどろ 轟かせ 未来へ 青空高く
昇る朝日 輝く丘に
歌い継ぐよ 仲間と
- 二 学びを深めて 世界が広がる
喜びにあふれてる 大切なふれあい
晴れわたる心に 花びら開く
も 萌ゆる緑 江古田の並木
育まれる絆を
- 三 信じる力を 掴み取るために
直向きに見つめよう 本当の自分を
飛び立とう未来へ 青空高く
翼広げ 誰も知らない明日へ
はてなき夢を

生徒会組織図



生徒会規約

- 第 1 条 本会は、みらい青空学園中学部生徒会と称する。
- 第 2 条 本会は、本校の教育目標に基づき、協力して学校生活の民主化を図り、社会に貢献する基礎を養い、個性を伸ばすことを目的とする。
- 第 3 条 本会は、本校生徒全員によって構成する。
- 第 4 条 本会は、会の目的を達成するために、生徒総会、中央委員会、専門委員会をおく。
- 第 5 条 本会会員のあらゆる会における議決は、有権者の 2 分の 1 以上の賛成を要する。
- 第 6 条 本会会員のあらゆる会は公開であり、議長は、議決権、発言権をもたない。
- 第 7 条 生徒総会は、本会の最高議決機関である。
- 第 8 条 生徒総会は、前期に 1 回開かれる。
- 第 9 条 生徒総会を開くには、全会員の 3 分の 2 以上の出席を要する。
- 第 10 条 議決事項中、特に必要と認められるときは、学校側の承認を要する。
- 第 11 条 規約の改正は、生徒総会において、3 分の 2 以上の賛成を要する。
- 第 12 条 中央委員会は、本会の代行議決機関である。

- 第 13 条 中央委員会は、生徒会役員と学級委員と専門委員会の各委員長で構成し、議決権は、生徒会役員をのぞく全員に与えられる。
- 第 14 条 中央委員会は、必要に応じて開かれる。また、生徒会長によって臨時に開くことができる。
- 第 15 条 中央委員会を開くには、中央委員会構成人員の 3 分の 2 以上の出席を要する。
- 第 16 条 中央委員会の仕事は、次のとおりである。
- 1 各学級、各委員会の意見を審議する。
 - 2 議事内容を、各学級や各委員会に提出し、討議させ、再審議決定する。
 - 3 決定事項を、各学級や各委員会に実行させる。
 - 4 各学級、各委員会の指導、後援をする。
 - 5 各専門委員会の活動を承認し、援助する。
- 第 17 条 本会には、次の生徒会役員をおく。
- 生徒会長…………… 1 名
 - 生徒副会長……… 2 名
 - 生徒会庶務……… 2 名
- 第 18 条 生徒会役員の仕事は、次のとおりである。
- 朝礼の司会、生徒会に関する掲示、学校行事の運営、ボランティア活動、あいさつ運動、生徒会広報誌作成など。
- 第 19 条 生徒会長の仕事は、次のとおりである。
- 1 生徒会の最高責任者で、中央委員会委員長を兼務する。
 - 2 中央委員会構成人員の 3 分の 2 以上の要求があったとき、または、必要と認めるときは、臨時中央委員会を開く。
 - 3 専門委員会の補助。
- 第 20 条 生徒会副会長の仕事は、次のとおりである。
- 1 中央委員会副委員長を兼務し、常に会長を助け、事故があった場合、代行する。
- 第 21 条 生徒会庶務は、本会すべての庶務を受けもつ。
- 第 22 条 生徒会役員の任期は 1 年間とし、後期開始から翌年の前期終了までとする。委員の任期は、2 期制とする。
- 第 23 条 後期の生徒会役員は、7・8 年生より選出する。
- 第 24 条 生徒会役員は兼任できない。
- 第 25 条 生徒会役員の選挙は、別に定める選挙管理規定によって行う。
- 第 26 条 専門委員会は、本会の執行機関である。
- 第 27 条 各学級には、学級・生活・美化・図書・保健給食・放送の委員および教科係をおく。
- 第 28 条 各学級の各委員および教科係の仕事は、次のとおりである。なお、委員は各委員会に出席する。

学級委員	学級活動の議事進行、学年行事の企画・運営、朝礼等での整列・点呼など。
生活委員	登校・下校状況の確認・声掛け、教室・廊下等の戸締まり点検、教室等の点検・整備、生活目標の検討など。
美化委員	学校内外の美化活動、美化点検、清掃用具の点検など。
図書委員	学校図書の管理・貸出、新刊図書の紹介、図書だよりの発行、読書週間の企画・運営など。
保健給食委員	水質検査・教室換気等の衛生・環境管理、健康推進活動、メディアコントロール、給食時の衛生管理、食育に関する連絡、当番活動の点検、準備・片付けの確認・声掛けなど。
放送委員	朝礼等での放送機器準備、給食時の校内放送、学校行事での放送など。
教科係	担当教員と連絡をとり、持ち物等を学級で伝達、授業の準備・片付けなど。

第 29 条 各委員会は学期および月ごとに目標をたてて実行する。

第 30 条 各委員会は、委員長、副委員長各 1 名、および学級の委員によって構成され、必要に応じて書記をたてる。

第 31 条 各委員会は、原則として月 1 回会合を開く。ただし、委員の 2 分の 1 以上、または、中央委員会の要求があったときは、委員長によって臨時に開かれる。

第 32 条 各委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席を要する。

制定 昭和 26 年 12 月 24 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日

生徒会役員選挙管理規定

- 第 1 条 生徒会役員の選挙管理は、選挙管理委員会によって行われる。
- 第 2 条 同委員会は、各学級から選出された各 1 名によって構成され、選挙期間内においてのみ活動する。
- 第 3 条 同委員会は、生徒会規約第 25 条の定めにより生徒会役員の選挙について、下の事項を行う。
- 1 選挙事務
 - (1) 候補者の受付および名簿の作成、公示。
 - (2) 投票に関する細則（投票方法、注意、宣伝限度、無効投票限度など）の決定。
 - (3) 投票用紙の作成。
 - (4) 立会および放送を通じての演説会開催。
 - 2 投票日、選挙期間の公示をする。
 - 3 立会人とともに開票を行う。
 - 4 開票結果を公示する。
- 第 4 条 生徒会役員は、会員の中より、全校生徒の直接選挙により選出される。
- 第 5 条 投票は、無記名投票とする。
- 第 6 条 生徒会役員選挙は、任期終了前に行う。
- 第 7 条 生徒会長は、有効得票数の 3 分の 1 以上の信任を得なければならない。満たぬ場合は、次点との決選投票を行う。他の役員は得票順とする。
- 第 8 条 会員は、自分の意志に従って全員選挙に加わらなければならない。
- 第 9 条 候補者が選挙管理委員の場合には、選挙管理委員を辞退し、該当するクラスから新たに選出する。
- 第 10 条 生徒会役員に欠員があった場合は、原則として、その人数で生徒会役員会を構成する。ただし、人数によって任務に支障をきたす場合は、生徒会役員会の申し出により、補欠募集できる。
- 第 11 条 本規定の改正は、中央委員会において、3 分の 2 以上の賛成を要する。

制定 昭和 26 年 12 月 24 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日

令和8年度 みらい青空学園 生活の決まり

安全面・健康面・衛生面・進路を踏まえ、以下の決まりを守っていきましょう。

1、 従来の標準服服装(9年生)

登下校、再登校するときは、標準服を着用する。(ジャージ・体育着での登校を指定する場合もある。) 部活動で再登校するときは、体育着や各所で決められた服装でもよい。	
標準服 ※天候を踏まえ、各自の判断で選択	<ul style="list-style-type: none"> 男子・・・黒の標準服上下。標準服の下は白、水色無地のワイシャツ。ニットベスト(黒、紺、グレー、茶、白)を着用してもよい。 女子・・・濃紺の標準服上下、ベストまたはニットベスト(黒、紺、グレー、茶、白)ベストの下は白、水色無地のブラウスまたはワイシャツ。
シャツ	<ul style="list-style-type: none"> 男子・・・白、水色無地のワイシャツ。 女子・・・白、水色無地のブラウスまたはワイシャツ。 白、黒、紺、グレーのポロシャツも着用可。ワンポイント、ワンライン可。 ワイシャツなどの下に着るシャツは、外から目立たない物を着用する。 詰襟とブラウスのボタンは第一ボタンまで留める。 ワイシャツのボタンは第二ボタンまで留める。
スカート	標準服のスカートの丈は、ひざにかかる程度とする。
ベスト セーター	防寒用として着用する場合は、標準服の下に無地のボタンなしのベスト・セーターとする。白・黒・紺・グレー・茶のベスト・セーターを着用可。ワンポイント、ワンライン可。
校章	<ul style="list-style-type: none"> 男子…標準服襟、本人の右側に校章を付ける。 女子…黒・紺色のフェルトに付け、標準服左胸のポケットの位置に付ける。
体育着 ジャージ	<ul style="list-style-type: none"> 体育着・・・従来の学校指定のもの ジャージ・・・従来の学校指定のもの

2、 みらい青空学園の標準服の着用基準(7・8年生)

上着	紺を基調とした、襟のあるプレザータイプのもの。ワンポイント、ワンライン可。
シャツ	白・水色の長袖もしくは半袖(白・黒・紺・グレーのポロシャツも着用可)。ワンポイント可。
ベスト セーター	白・黒・紺・グレー・茶のベスト・セーターを着用可。ワンポイント、ワンライン可。
スラックス スカート	グレーを基調としたスラックス・ひだのあるスカート。チェック柄も可とするが、グレー基調となり色が落ち着いたものとする。スカートの丈は、ひざにかかる程度とする。ワンポイント、ワンライン可。
ネクタイ リボン	ネクタイ・リボンは学校指定のものを着用する。着用の際には、第一ボタンを閉め、着用する。儀式や式典、朝礼時には、必ずネクタイ・リボンを着用する。夏服仕様の場合は着用しなくてもよい。
体育着 ジャージ	<p>体育着(上) 白のTシャツ</p> <p>体育着(下) 紺または黒のハーフパンツ ※体育着(上下)についてはワンポイント、ライン入りも着用可</p> <p>ジャージ 学校指定ものを着用する。</p> <p>寒い場合には、防寒具として、ジャージの上にコートやジャンパーを、体育着の下にアンダーシャツやアンダータイツを着用するの可。</p>

3、 服装における7～9年生共通

防寒着	<ul style="list-style-type: none"> ●防寒用コート (コートは標準服に合うもの) <ul style="list-style-type: none"> 登下校時のみ、必要があれば着用してもよい。 色は標準服に合う派手でない物にする。 帰りは、必ず持ち帰る。 昇降口で着脱し、校内では着用しない。 ジャージ登校の際には部活動等で着用している防寒具を着用してもよい。 ●手袋、マフラー <ul style="list-style-type: none"> 登下校時のみ着用してもよい。色は標準服に合う派手でない物にする。 昇降口で着脱し、校内では着用しない。
ベルト	ベルトは黒・紺で柄のない物。
靴下	<ul style="list-style-type: none"> 白・黒・紺・グレーの靴下。ワンポイント・ラインのあるものも可。 長さは、自由だが時と場に応じて判断する。
靴	<p>登校時・・・運動靴、革靴。 運動時・・・運動靴。(体育の授業)</p> <p>体育館 校舎内・・・学年色の指定された上履き。</p> <p>※かかととはつぶさず、正しく着用する。</p>

4、 頭髪など

頭 髪	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頭髪は、清潔に保つ。整髪料は使用しない。 ・ パーマ、脱色、染色、整髪料(ワックスなど)による特異な髪型はしない。パーマ・脱色・染色は保護者に連絡をし、早急に直す。 ・ 授業に支障がないよう、髪の毛が目や耳にかからないようにする。 ・ 後髪…肩に掛かる場合は、後ろで結ぶ。髪を結ぶ場合は、ゴムを使用し、色は、黒・紺・茶とする。 ・ ヘアピンを使用する場合は黒の物。 ・ 手首にゴムは付けない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ まゆ毛の形を変えたり、化粧をしたりしない。

5、 所持品

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所持品には、学年・クラス・名前を記入する。 ・ 生徒証明書は常に携帯する。再交付する場合は担任の先生に申し出る。 ・ お金・貴重品・菓子・アクセサリなど学習に関係ないものは持ってこない、身に付けない。 ・ 通学には手さげカバン・肩掛けカバン・リュックサックなど、標準服に合う派手でない物を用いる。その他の入れ物については、各教科の先生や担任の先生の指示を受ける。 ・ 学習用具などの貸し借りはしない。
--	--

6、 登下校

登 校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8時20分 までに教室にて着席。(8時20分～8時30分まで朝読書) ・ 8時25分 教室で着席していない生徒は遅刻。
下 校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正門などに留まるなど寄り道をせず、すぐ下校する。最終下校時間:18時00分。 ・ 安全に気を付け、定められた通学路で登下校する。
欠 席 遅刻連絡等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7時45分から8時10分までに保護者が、sigfyを利用して学校に連絡をする。(電話での連絡も可。) ・ 遅刻をして登校した場合は、必ず職員室に寄り、先生に登校したことを伝える。
自転車登校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全を考慮して自転車での登下校は禁止。 ・ 乗ってきた場合は預かり、保護者に取りに来てもらい、返却する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校の際、事件や事故にあったら直ちに学校に連絡する。 ・ 登校後は外出しない。

7、 校内生活

校 内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先生方や来校者に会ったときは、礼儀正しく挨拶をする。(防犯上も必要なため) ・ 教室移動は授業間(休み時間)に完了する。 ・ 休み時間中に次の時間の準備をし、着席する。 ・ 他学年のフロア、他のクラスへの立ち入りはしない。 ・ 学校の設備をあやまって壊した場合は、直ちに先生に申し出る。 ・ 放課後に残る場合は、先生の許可・指示を受ける。 ・ 個人的なお土産やプレゼントは学校に持ってこない。 ・ バレンタインデー、ホワイトデーなど、お菓子などは学校に持ってこない。 ・ 卒業式当日のプレゼントなどの受け渡しはしない。 ・ 中学生は青階段、白階段を使用する。 ・ 小学生のフロアへは入らない。 ・ 職員室やメディアセンターへの出入りは、西側から行う。
-----	--

インターネット・SNS 使用ルール

〈スローガン〉

S	Self Control	「よく考えて行動し」	
N	No Trouble	「問題のない」	
S	School Life	「学校生活」	を過ごそう

- (1)家庭使用する時間やルールを決めよう。(家族や友人との時間を大切にしよう。)
- (2)個人が特定できる情報(写真、名前等)は絶対に公表しない。
- (3)過度な書き込みはしない。メッセージなどを書き込むときは、悪口を書いたり、仲間外れにしたりしない。相手の気持ちを考えてからにする。
- (4)SNSやオンラインゲームなどで知り合った人とは直接会ったり、関わったりしない。
- (5)トラブルがあったときは、自分一人で抱えずに保護者や先生にすぐ相談をする。

いじめ撲滅宣言

私たち生徒は

いじめを「しない」「させない」
「見過ごさない」「許さない」

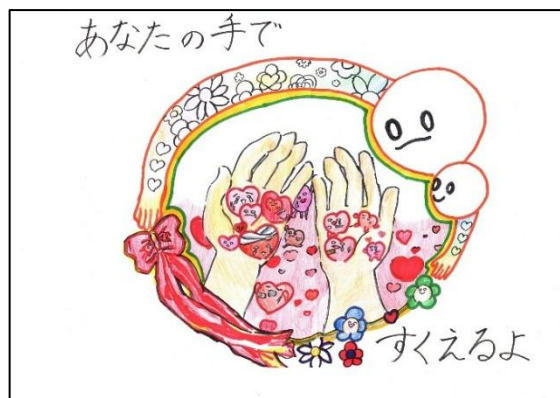
- (1)私たちは、誰にでも思いやりと優しい心もち、相手の気持ちを尊重した行動をします。
- (2)いじめを見て見ぬふりは、いじめと同じ。心を救う温かい言葉をかけます。
- (3)私たちは、気持ちの良いあいさつや返事を心掛け、笑顔があふれる学校にします。
- (4)私たちは、悩みごとがあったら、信頼できる大人や友達に相談します。

以上を宣言します。

いじめ防止標語

超えないで
いじりといじめの
境界線

いじめ防止シンボルマーク



令和7年度 生徒会